

行政事件訴訟法における義務付け訴訟には、直接型義務付け訴訟（行政事件訴訟法第3条第6項第1号）と申請型義務付け訴訟（行政事件訴訟法第3条第6項第2号）がある。これらに関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. 申請型義務付け訴訟は、申請又は審査請求をした者以外の者も提起することができる。
2. 直接型義務付け訴訟も申請型義務付け訴訟もともに、一定の処分又は裁決がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあることが、訴訟要件の一つである。
3. 直接型義務付け訴訟も申請型義務付け訴訟もともに、義務付けの訴えに係る処分又は裁決が裁量処分に当たる場合、一定の処分又は裁決の内容を特定して義務付けを命ずることができないので、棄却判決がされる。
4. 直接型義務付け訴訟において勝訴した原告が、義務付け判決を受けてされた行政庁の処分になお不服がある場合、当該義務付け判決に対して再審の訴えを提起することができる。
5. 義務付け訴訟には仮の救済手段として仮の義務付けが規定されており、義務付けの訴えに係る処分又は裁決がされないことにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があることが、申立てが認められるための要件の一つである。

Aには妻B，嫡出子C，非嫡出子Dがあり，甲土地を所有している。Cには嫡出子Eがいる。この場合の相続に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. Aは，自己の経営する会社を含む全財産をDに相続させたいと考えたところ，B・Cから強く反対された場合，AはB・Cを廃除することができる。
2. Aが，公正証書遺言で甲土地をCに遺贈すると遺言したが，後に自筆証書遺言で甲土地をDに遺贈すると遺言した場合，Cに遺贈する旨の遺言が有効となる。
3. Aが遺言をせずに死亡した場合において，Cに相続欠格事由があったときは，B・Dの2人が相続人となり，その相続分はBが2分の1，Dが2分の1である。
4. Aが遺言をせずに死亡した場合において，Cが相続の放棄をしたときは，B・D・Eの3人が相続人となり，その相続分はBが2分の1，Dが6分の1，Eが3分の1である。
5. Aが遺言をせずに死亡した場合において，限定承認をするときは，B・C・Dの全員が共同して行う必要がある。